

条 文	実 績	評 価 ・ 改 善	点数
前 文			
<p>住民自治の根幹をなす議会は、直接選挙によって選ばれた議員による町の最高意思決定機関及び議事機関として、その権限を最大限発揮し、町民福祉の増進と町民の負託に応える役割と責務を担っている。</p> <p>町長その他の執行機関とは、互いに健全な緊張関係を保ち、独立・対等の立場において、町長その他の執行機関の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、自らも政策の立案及び提言を行い、地方自治の本旨の実現を目指すものである。</p> <p>寄居町議会は、先人が築いた美しい自然と由緒ある歴史をもつ郷土を、さらに豊かで住みよい文化的な活力ある町にするため、活発で自由な議論を重んじ、個々を尊重し合う民主的な政治風土を守り、議会の公正性、公平性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して、不断の努力を重ねることを決意し、この条例を制定するものである。</p>	<p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度予算に向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> ①企業誘致の推進 ②教育の充実 ③観光振興 ④男衾駅地区住宅市街地整備事業の早期着工、汚泥再生処理センターの経費削減対策 平成31年度予算に向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> ①公共施設個別計画素案の早期作成 ②桜沢工業等導入地区の早期整備 ③教育の充実 <p>【活発で自由な議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月より、議員全員協議会を毎月開催 <p>【町民に開かれた議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月から年2回議会報告会・意見交換会を実施 常任委員会、特別委員会の公開 議会だより最優秀賞 ネット配信 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会だより90号で評価を公表 	<p>笠原議員 (1)条文改正…なし</p> <p>吉澤議員 (1)条文改正…現時点においてなし</p> <p>大澤議員 (1)条文改正…「議会の公正性」の前に「日本国憲法を遵守」を追加 (2)評価 ・日本国憲法の記載がない</p> <p>中嶋議員 自らの政策提言とは何か。明確になっていないのではないかと。30年度の提言①～④について、町としては、提言されなくとも当然行わなければならない事であり、もっと具体的な提言が必要なのではないかと。平成31年度予算に向けた提言①～③も然りである。もう少し具体的な提言が必要と思うので評価は2程度。 全員協議会、意見交換会を開催したから良いということではなく、実のあるものにして行かなければならず、取り組みを開始した状況を考えて評価は2～3程度。</p>	<p>4</p> <p>5</p> <p>3</p> <p>2～3</p>
		<p>津久井議員</p>	<p>5</p>
		<p>神田議員 前文は、寄居町議会基本条例のイデオロギーを総合的且つ的確に表したものと言える。前文をして全てがいえるということもあり、素案作りの段階から最もエネルギーをつぎ込んだ部分である。議員活動や議会の存在意義などの根幹であることから、これの理解なくしては評価などありえない。 本条例制定により、議会の方向性は同一のものになったと思いたいし、個人的にもはっきりと意識してきたつもりである。今回の評価に関しては、制定後初の評価であり、満点をつけたいところではあるが、今後の伸びしろと言う点を残し4点としたい。</p>	<p>4</p>
		<p>石井議員 ・「提言」「活発で自由な議論」「町民に開かれた議会」等、実績を残している</p>	<p>5</p>
		<p>峯岸議員 (1)条文改正…なし (2)評価 ・条例制定一年半の現段階では前文の精神を反映した取り組みが良くできている。</p>	<p>5</p>
		<p>岡本議長 (1)条文改正…なし (2)評価</p>	<p>5</p>

		・前文の精神を具体化するための取り組みを始めている	
		佐藤議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・議会の目指すものと責務がしっかりと明記されている。 ・取り組みも推進している。	5
		稲山議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・実績に十分現れている	5
		大久保議員	5
		原口議員 ・議会での提言について、その評価の検証の方法と手法を明確に確立すべき	5
		田母神議員 ・〈改善〉議会の公正性の前に「日本国憲法を遵守し」を挿入する。理由 議会の公正性の基準を日本国憲法におくため	3
		吉田議員 ・条例施行から一年半経過した中で評価は時期尚早と考えますが、強いて現段階で評価すると4	4
第1章 総則			
(目的) 第1条 この条例は、二元代表制における寄居町議会（以下「議会」という。）及び寄居町議会議員（以下「議員」という。）が担うべき役割を明らかにするとともに、議会運営及び議員に係る基本的事項を定め、議会及び議員の活動により、町民福祉の増進及び豊かで文化的なまちづくりを実現することを目的とする。		笠原議員 (1) 条文改正…なし	4
		吉澤議員 (1) 条文改正…現時点においてなし	5
(議会の役割) 第2条 議会は、町民の代表で構成される町の意思決定機関であり、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議案、請願等の審議、審査等並び	【(1)】 済み 【監視及び評価】	大澤議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・住民の立場で審議されていない。請願・陳情	2
		中嶋議員	3

- にこれらの議決を行うこと。
- (2) 町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の事務の執行について、**監視及び評価**を行うこと
- (3) 町政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び**提言**を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に**意見書を提出**するほか、決議により議会の意思を表明すること。

- ・一般質問の活用
- ・議会だよりの活用

【提言】

- ・平成30年度予算に向けた提言
 - ①企業誘致の推進
 - ②教育の充実
 - ③観光振興
 - ④男衾駅地区住宅市街地整備事業の早期着工、汚泥再生処理センターの経費削減対策
- ・平成31年度予算に向けた提言
 - ①公共施設個別計画素案の早期作成
 - ②桜沢工業等導入地区の早期整備
 - ③教育の充実

【意見書を提出】

- ・H29. 9. 27全国森林環境税の創設
- ・H30. 10. 3ゴルフ場利用税の堅持
- ・H30. 10. 3群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認

<p>議案審査、議決こそ議会の最重要の責務と責任を持って行うことを再確認したい。(10条の重視)</p> <p>監視・評価は何事につけても1, 2, 3評価&ABC評価のような方法が多すぎると感じる。前文に対する意見と同様。</p> <p>意見書の提出も他からの働きかけや、依頼により行ったことであり、通常の活動と評価</p>	
津久井議員	5
<p>神田議員</p> <p>条例制定前は、年間4回の各定例会に一回一回がいわゆる『1話完結』に近い形で運営されてきたように感じられる。しかしそれはあるべき姿ではなく、年間4回の定例会をサイクルと捉えリンクさせる、また、その年間サイクルを更に多年度にわたり考えていく必要があると考える。</p> <p>条例制定後、第1章で掲げられた、『議会からの提言』をするために、前年、当年、次年を踏まえて決算⇔予算を考える仕組みづくりができたことは大きな評価に値すると考える。5点</p>	5
<p>石井議員</p> <p>・「実績」の中の「監視及び評価」の一般質問の活用が十分でないように思われる</p>	4
<p>峯岸議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <p>・条例制定一年半ではあるが、①監視・評価 ②提言 ③意見書提出など具体的な取り組みが行われている。</p>	5
<p>鈴木副議長</p> <p>・第2条(4)意見書提出について、より政治や社会情勢に対応した意見書提出の取り組みが必要</p>	4
<p>岡本議長</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <p>・議員全員の合意のもと、町への提言は評価できる。</p>	5
<p>佐藤議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <p>・議会として基本条例に基づき、監視及び評価・提言についての取り組みが推進されたと考える。</p> <p>・意見書提出については、もっと積極的な取り組みが必要である。</p> <p>・市議会と比較すると少ない。</p>	4
<p>稲山議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <p>・監視、評価、提言、意見書の提出など条文の精神が生かされている</p>	5

		大久保議員	5
		原口議員 ・議会の活動は、提言・全員協議会の開催・議会報告会・意見交換会・議会だより・ネット配信等 改革と情報交換は進めてきたが、今後更に詳細に検討し、行動すべき ・議員個人の活動については、個人に任せるべきか、一定ラインが必要なのかは議論課題とすべきである。	4
		田母神議員 ・〈改善〉町民の福祉の増進及び文化的なまちづくりの実現とあるが、この間出された2つの請願、「年金問題」「消費税問題」の審議内容をみると、住民の立場で審議されているとは考えられない。陳情に対しても扱いが不十分で、出された後どう対応するのか等々の報告がない。	2
		吉田議員	4
第2章 議会及び議員の活動原則			
(議会の活動原則) 第3条 議会は、町の意味決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 公正性、公平性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。 (2) 町民に対して 積極的な情報公開 に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。 (3) 町民の多様な意見を的確に把握 することに努め、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、町民にとってわかりやすい議会運営に努めること。 (4) 議会の在り方を不断に追及し、議会の 改革に継続的に 取り組むこと	【積極的な情報公開】 ・平成29年10月から年2回議会報告会・意見交換会を実施(3回 町民参加237人) ・常任委員会、特別委員会の公開 ・議会だより最優秀賞(町民登場 357人) ・ネット配信 ・議会図書室の一般利用(図書室規程制定) 【町民の多様な意見を的確に把握】 ・平成29年10月から年2回議会報告会・意見交換会を実施(3回 町民参加237人) ・常任委員会において閉会中の特定事件として調査研究 【改革に継続的に】 ・改革検討委員会設置済み	笠原議員 (1) 条文改正…なし 吉澤議員 (1) 条文改正…現時点でなし (2) 評価 ・7条に対して会派規程の制定が遅れていること 大澤議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・議会のネット配信は評価できる。議会モニター、アンケートを行う。町からの情報が遅く、説明責任を果たしていない。住民より品位が劣る。議会改革委員会を推進していくこと。 中嶋議員 議会だより最優秀賞は評価5であるが、内容について、町民参加人員にこだわっているのではなく、内容がどうであったのか、検討が求められる。改革委員会の成果が見えて来ない。一つの会派とは言え、できたことは評価。 津久井議員 神田議員 第3章にまとめる	4 5 3 4
(議員の活動原則) 第4条 議員は、町民の代表であり、公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。	【自由な討議】 ・平成29年10月より、議員全員協議	石井議員 ・積極的な情報公開による年2回の議会報告会、意見交換会を実施 ・毎月開催の全員協議会により、議員間の自由な討議の時間ができている ・(会派)第7条における、初の会派ができたことにより、一歩前進する	5

<p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し議員間の自由な討議を活発に行うこと。</p> <p>(2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、広い視点及び長期的展望を持って公正かつ誠実に職務を遂行すること。</p> <p>(3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研鑽に努めること。</p> <p>(4) 町民の代表として、個別的事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の増進を目指して活動すること。</p> <p>(5) 議会の品位及び秩序を保つよう努めること。</p>	<p>会を毎月開催</p> <p>【町民の意見を的確に把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月から年2回議会報告会・意見交換会を実施（3回 町民参加237人） 常任委員会において閉会中の特定事件として調査研究 <p>【研鑽】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員研修負担金の予算化と研修への参加 姉妹都市間交流の実施 <p>【品位及び秩序】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申し合わせ事項随時作成 	<p>峯岸議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット配信や議会だより2年連続最優秀賞(特に町民登場が評価された)は、議会の情報発信、町民の意見を的確に把握することに大きく貢献。年2回開催の議会報告会・意見交換会も改良を重ね、高評価を得ている。 毎月開催の全員協議会により、議員間の自由な討議の時間、内容は以前に比べて格段に前進した。 研鑽においては、その取り組みに課題あり。 	4
<p>(議会改革の推進)</p> <p>第5条 議会は、自らの改革に取り組み、議会の活性化を図るため、議員で構成する議会改革検討委員会を設置するものとする。</p>	<p>【議会検討委員会の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改革検討委員会設置済み 	<p>岡本議長</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会だより2年連続最優秀賞は、高く評価できる 毎月開催される全員協議会での自由で活発な議論は評価できる 年2回開催の議会報告会・意見交換会では、活発な意見が出され、議員の政策提言にもつながった。 ネット配信や常任委員会、特別委員会の公開で、開かれた議会が前進した。 議員研修の積極的な参加が見られた 	5
<p>(災害時の議会等の対応)</p> <p>第6条 議会及び議員は、災害等の不測の事態が生じたときは、町民の生命及び財産を保護するため町長等と連携し、対応に努めるものとする。</p> <p>2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに町長等との情報共有に努めるものとする。</p> <p>3 災害発生時の対応は、寄居町議会における災害発生時の対応要領によるものとする。</p>	<p>【災害発生時の対応要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成済み 	<p>佐藤議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会報告・意見交換会を開催し、住民意見・要望の把握に努めた。 住民意見を反映させるため、各常任委員会の研究・調査のテーマに掲げ、一年間研究し、執行に対し提言を行った。 議会改革検討委員会は、設置済みではあるが、委員会の開催を行っていない。 改革検討委員会と広報広聴特別委員会との差別化が必要と考える。 災害対応要領については作成済みだが、議員構成変更時、また、常に災害時に備え、学習すべきである。 	4
<p>(会派)</p> <p>第7条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができるものとする。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成するものとする。</p> <p>3 会派は、政策の立案及び提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調</p>	<p>【会派を結成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会派規程を制定 	<p>稲山議員</p> <p>(1) 条文改正…会派と政務活動費は表裏一体のものと考えます。政務活動費の条文の追加。政務活動費を追加する条文の制定は、必要と考えます。会派制度を成立させるためにも、</p> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 会派制度を制定したが、届出が一会派だけで精神が十分に活かされていない 	2

整に努め、円滑な議会運営を図るものとする。

大久保議員 ・町民の声を代弁するのが議員。個人の考えを前面に出しすぎる	3
原口議員 ・継続的な改革は、問題点の提起と議論を行うことが必要であり、全協において行う ・自由な討議は実践できていないと考えます。早くルールを確立する必要がある	4
田母神議員 ・〈改善〉町からの情報が遅い。特に福祉関係について、又、説明が不十分である。(例として城南保育所の統廃合問題等々) ・一般質問による町民要望の取り上げ方が弱い ・議員の品位、秩序を保つとあるが、町民から集会等に参加している議員の品位について〇を受ける ・改革検討委員会も定期的開催すべきである	3
吉田議員	4

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条

議会は、議員と町民が自由に意見交換を行うことができる場を設置し、**町民の多様な意見を把握**するとともに、町民参加の推進に努めるものとする。

2 議会は、本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）において公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的及び政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、本会議のほか、**常任委員会及び特別委員会を原則公開**とする。

4 議会は、町民からの請願及び陳情を**町民による政策提案**と位置づけるとともに、その審議においては提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

【町民の多様な意見を的確に把握】

・平成29年10月から年2回議会報告会・意見交換会を実施
(3回 町民参加237人)

・議会だより最優秀賞
(町民登場 357人)

【常任委員会及び特別委員会を原則公開】

・常任委員会、特別委員会の公開

【町民による政策提案】

・基本条例運用基準を策定し、請願・陳情の取り扱いを精査

笠原議員

(1) 条文改正…なし
(2) 評価
・まだ町民との距離を感じる

吉澤議員

(1) 条文改正…現時点でなし

大澤議員

(1) 条文改正…なし
(2) 評価
・町民による政策提案を国の方針に合わないと思えない。

中嶋議員

・町民の多様な意見を把握するには、議会報告会、意見交換会は一つの手段にすぎず、私自身ほとんど意見の把握ができない。

津久井議員

神田議員

両章に共通して明記されている『情報公開』『町民意見の把握』『議会改革』などに関しては、まずその仕組みを作りあげたことは評価できる。本会議の録画配信に代表される、ネットにも対応したメディアを活用し議会のホームページの活性化をはじめ、委員会の公開など、時節柄情報公開なくして議会は語れないと考える。また、議会報告会・意見交換会自体を開催できたことは評価できるが、回数、会場、開催日時など、今後の課題は山積であり、しっかりと検証し、より実りあるものにする必要がある。議会改革にゴールはないものとするので、今後も常に改革の考え方を持ち続ける必要がある。制定後、様々な仕組みを作り、実践できたことは評価できるが、これに甘んじてはいけなないので3点としたい。

石井議員

・議会報告会・意見交換会を実施することにより、町民の意見を把握しはじめている

4

5

2

2

5

3

4

	・常任委員会の公開も大きな前進である	
峯岸議員	(1) 条文改正・・・なし (2) 評価 ・町民意見の把握、委員会の公開については大きく前進。 ・町民参加には、まだまだ課題あり	4
鈴木副議長	・議会報告会・意見交換会や議会だよりの町民登場、各委員会の公開などの取り組みを評価。今後より多くの方法による意見聴取を試みたい。	4
岡本議長	(1) 条文改正・・・なし (2) 評価 ・本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開としたのは前進である。 ・傍聴者の増加につながらなかった ・町民の関心の低さもある	4
佐藤議員	(1) 条文改正・・・なし (2) 評価 ・委員会の公開については、取り組みの推進が図られた。 ・モニター制度の導入について、取り組みを行うべき課題あり。	4
稲山議員	(1) 条文改正・・・なし (2) 評価 ・町民による政策提言は十分に生かされていない	4
大久保議員	・特になし	4
原口議員	・陳情と請願では、同等の取り扱いをしているとは思えない。「町民による政策提言」と位置付けるならば、委員会での取り扱いを請願と同様に行い、陳情についても議論と方向性を出す必要があると考える	4
田母神議員	・〈改善〉町民による政策提案を国の方針と合わないからと受け入れない。町民と議会の本音での話し合いが行われない	2
吉田議員		3

<p>(議員と町長等の関係)</p> <p>第9条</p> <p>議会は、二元代表制の下、町長等と独立対等な立場であり、与えられた権限を最大限発揮し、町長等の事務執行に対する監視及び評価を行うとともに、議会審議における議員と町長等及びその職員とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 町長等及びその職員の委員会への出席は、寄居町議会議長(以下「議長」という。)の要請によるものとする</p> <p>(2) 本会議における質疑及び一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。</p> <p>(3) 本会議又は委員会に出席した町長等及びその職員は、議員から質問を受けたときは、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、その論点の整理又は質問の主旨を明確にするため、当該議員に対し反問することができる。</p> <p>(4) 議会は、公文書の提出及び情報の提供を積極的に行うよう町長等及びその職員に求めるものとする</p>	<p>【(1)】 済み</p> <p>【(2)】 済み</p> <p>【反問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本条例運用基準に詳細を規定 <p>【公文書の提出及び情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算等における過去のデータの要求 	<p>笠原議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p>	3
		<p>吉澤議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p>	5
<p>第10条</p> <p>議会は、町長から提案される重要な政策、施策又は計画等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等の提案に至るまでの背景及び経緯</p> <p>(2) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討</p> <p>(3) 町民参加の実施の有無及びその内容</p> <p>(4) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画との整合性</p> <p>(5) 政策等の実施に要する経費、その財源等</p> <p>(6) 政策等の将来にわたる効果及び維持管理を含めた財源計画</p>	<p>【(1)】 済み</p> <p>【(2)】 済み</p> <p>【反問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本条例運用基準に詳細を規定 <p>【公文書の提出及び情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算等における過去のデータの要求 	<p>大澤議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 一問一答で再々質問まででは、回答が同じになり議論が尽くされない。議会に提出する公文書提出が遅い10条が十分に生かされていない。 	3
		<p>津久井議員</p>	5
<p>第10条</p> <p>議会は、町長から提案される重要な政策、施策又は計画等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等の提案に至るまでの背景及び経緯</p> <p>(2) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討</p> <p>(3) 町民参加の実施の有無及びその内容</p> <p>(4) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画との整合性</p> <p>(5) 政策等の実施に要する経費、その財源等</p> <p>(6) 政策等の将来にわたる効果及び維持管理を含めた財源計画</p>	<p>【(1)】 済み</p> <p>【(2)】 済み</p> <p>【反問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本条例運用基準に詳細を規定 <p>【公文書の提出及び情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算等における過去のデータの要求 	<p>神田議員</p> <p>議会と行政との関係は、しっかりとした緊張関係を保たねばならず、決して馴れ合いの関係になってはいけないことは言うまでもない。しかし、以前において議会と首長が反目するような関係は全く生産性がなく、全町民が不幸である。『二元代表制』や『車の両輪』という言葉があるが、残念ながら、現状においては議会の力は行政のそれに遠く及ばないと言わざるを得ない。闘争ではなく、言論の府として、しっかり対峙する能力を議会自体が持つことが何より必要である。この章で表しているのは、議会と行政の関係が良好であればよいというものでは決してなく、対等な立場で議論せよということであると理解する上で、私は勿論、議会の力不足は否めないもので2点としたい。</p>	2
		<p>石井議員</p> <ul style="list-style-type: none"> 第10条 議会は町長から提案される重要な政策等について、議会審議における明確化に欠けるところがある 	3
<p>第10条</p> <p>議会は、町長から提案される重要な政策、施策又は計画等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等の提案に至るまでの背景及び経緯</p> <p>(2) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討</p> <p>(3) 町民参加の実施の有無及びその内容</p> <p>(4) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画との整合性</p> <p>(5) 政策等の実施に要する経費、その財源等</p> <p>(6) 政策等の将来にわたる効果及び維持管理を含めた財源計画</p>	<p>【(1)】 済み</p> <p>【(2)】 済み</p> <p>【反問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本条例運用基準に詳細を規定 <p>【公文書の提出及び情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算等における過去のデータの要求 	<p>峯岸議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会が主導して政策サイクルを回し始めたことは評価できるが、二元代表というにはまだ道半ば。 第10条を生かしきれていない。第10条を生かして議論を深めるべき。 	3
		<p>鈴木副議長</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会初の政策サイクルの確立に取り組んだことを評価するが、短い期間での実績のため、今後いかに継続していけるかが課題 	4
<p>第10条</p> <p>議会は、町長から提案される重要な政策、施策又は計画等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等の提案に至るまでの背景及び経緯</p> <p>(2) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討</p> <p>(3) 町民参加の実施の有無及びその内容</p> <p>(4) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画との整合性</p> <p>(5) 政策等の実施に要する経費、その財源等</p> <p>(6) 政策等の将来にわたる効果及び維持管理を含めた財源計画</p>	<p>【(1)】 済み</p> <p>【(2)】 済み</p> <p>【反問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本条例運用基準に詳細を規定 <p>【公文書の提出及び情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算等における過去のデータの要求 	<p>岡本議長</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 二元代表ではあるが、専門性において議員の力不足は否めない 	3
		<p>佐藤議員</p> <p>(1) 条文改正…なし</p> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会として重要施策についての説明資料を求めるとともに、常に検証していく必要性を感じる。 	3

<p>ては、前項の規定に準じて、政策等のわかりやすい説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・議会としての取り組みに課題あり。 	
<p>(議決事件の拡大) 第11条 議会の議決事件は、寄居町議会の議決すべき事件を定める条例(平成28年寄居町条例第17号)に定めるもののほか、重要な計画等について、追加・拡大することができるものとする。</p>		<p>稲山議員</p> <p>(1) 条文改正…なし (2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条の運用は、会派が一会派だけなので、議論が十分でない 	3
		<p>大久保議員</p>	5
		<p>原口議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問での一問一答方式を見直すか、仕方を統一する必要がある。本当に町民はわかり易くなったのか。議論すべき案件と考える ・議会モニター制度の導入を考えるべきである ・二元代表制を掲げて監査・提言・検証・評価等を行うなら、「議決事件の拡大」第11条の活用をすることにより、議会の審議内容が詳細(専決処分含む)になると思われる。議論すべきである。 	3
		<p>田母神議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一問一答方式でわかり易くはなりましたが、再々質問の答えが再質問の答えと同じ場合が多々あり、方向性が見えて来ない。 ・審議に対する関係書類の提出が少し遅い。不十分である 	3
		<p>吉田議員</p>	3
<p>第5章 議員間の自由討議と合意形成</p>			
<p>(議員間の自由討議と合意形成) 第12条 議会は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていかなければならない。 2 議長及び委員会の委員長は、議会運営に当たって少数意見を尊重し、合意形成に努めるものとする。 3 議長は、町長等及びその職員に対する委員会への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。</p>	<p>【議員相互間の自由討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年10月より、議員全員協議会を毎月開催 	<p>吉澤議員</p> <p>(1) 条文改正…なし (2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全協が毎月開催となり活発な自由討議が行われるようになったので評価 	5
		<p>大澤議員</p> <p>(1) 条文改正…なし (2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員がきたんのない意見が出されない 	3
		<p>津久井議員</p>	5
		<p>神田議員</p> <p>議員全員協議会を定例化し、討議の機会を増やしたことは評価に値する。しかし、“議論を尽くして”いるのかを問われると自信がないことは否めない。議論を深めるための資料やデータを事務局に任せることも多かった。議員個人のさらなる自己研鑽が必要であるので3点としたい。</p>	3
		<p>石井議員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の全協における自由討議は、大きな前進 	4
		<p>峯岸議員</p> <p>(1) 条文改正…なし (2) 評価</p>	4

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催の全協での自由討議は大きな前進。 ・執行提出の議案に対する自由討議が、まだできていない。 	
	鈴木副議長 <ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会の毎月開催における自由討議の場の創出について評価。合意形成への議論については課題あり 	3
	岡本議長 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・議員全員協議会が自由討議の場となっている 	5
	佐藤議員 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・政策等への自由討議が活発に行われていない。 ・議員全員協議会を毎月定例化したことは、評価に値すると考える。 	4
	稲山議員 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・議員相互間の自由討議は十分とは言えない 	3
	大久保議員 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	4
	原口議員 <ul style="list-style-type: none"> ・自由討議については、案件は何か、論点は何か、少数意見の取り扱いはどうするか、全協のみでの取り扱いなのか、本会議・委員会等ではどうするのか、協議しルール化が必要であり、研究課題とするべきである 	3
	田母神議員 <ul style="list-style-type: none"> ・議員が本音で討議されているか。一部の議員の発言で終わっている場合があり、不十分 	3
	吉田議員	4
第6章 委員会の運営		
(委員会の運営)		
第13条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が充分発揮されるよう適切な運営に努めなければならない。	笠原議員 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条文改正…なし 	3
2 委員会での審査に当たっては、資料等を積極的に公開して、町民に対しわかりやすく効率的な議論を行うよう努めなければならない。	吉澤議員 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条文改正…なし 	5
	大澤議員 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・町民に対して公開の周知が不十分である。 	3
	津久井議員	5

		神田議員 常任委員会だけでなく、特別委員会も原則公開としたことは、長年町民から寄せられていた要望にも応えた形となった。一方で、委員会としての役割である付託案件の審議などは、2委員会では偏りがあり、その再編も一考すべきである。また、本会議と付託委員会との審議の整合性についても検討すべきと考える。個人的には、委員会制を取るよりも、全議員で本会議での徹底的な討議でもよい気もしている。3点	3
		石井議員 ・閉会中の特定事件については、町民の意見を活かした調査・研究が多い	4
		峯岸議員 (1)条文改正…なし (2)評価 ・常任委員会の機能、運営については、目立った進歩なく、課題あり。	3
		鈴木副議長 ・委員会の機能向上についての議論がなされていない。今後の課題	3
		岡本議長 (1)条文改正…なし (2)評価 ・特に変化なく、現状維持である	3
		佐藤議員 (1)条文改正…なし (2)評価 ・委員会の公開については、「開かれた議会」を目指し、効果あり。	4
		稲山議員 (1)条文改正…なし (2)評価 ・町民にわかりやすい資料提供が十分でない	3
		田母神議員 ・町民に対して公開は不十分。開催に対する周知、準備等々が必要	3
		吉田議員	3
第7章 議会及び議会事務局の体制整備			
(議員研修の充実強化) 第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。	【議員研修の充実強化】 ・議員研修負担金の予算化と研修への参加	笠原議員 (1)条文改正…なし	3
(交流及び連携の推進) 第15条 議会は、政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の地方公共団体の議会と積極的な交流及び連携を図るものと	【交流及び連携】 ・姉妹都市間交流の実施（小川町・東秩父村・美里町・北エズ吉・北田原市）	吉澤議員 (1)条文改正…特になし (2)評価 ・他議会との交流会の開催の方法を見直すべき	4
		大澤議員 (1)条文改正…なし	3

する。	又村・夫里町・八土子町・小田原町・日光市)	(2)評価 ・議員全体の水準を上げる(知識、品位、等)。個々の意見を聞いて協議を高める。専門家の意見を聞く(19条)	
(議会事務局の体制整備) 第16条 議会は、議員の資質向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。		中嶋議員 ・研修とは何か、範囲がわからない。事務局の体制についても人員数や業務に対して適当なのかわからない。図書室は寄居町の規模で、どの程度が適当なのかわからない。	3
(議会図書室の充実) 第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、 議会図書室を適正に管理運営 するとともに、その機能の強化に努めるものとし、議員のみならず、町民誰もがこれを利用できるように取り計らうものとする。	【議会図書室を適正に管理運営】 ・図書等の整理整頓 ・議会図書室の一般利用(図書室規程制定)	津久井議員 神田議員 基本的に、議会が事務局に頼る場面が目立った。事務局として議会をサポートすることは当然のことではあるが、いわゆる秘書のような役割と考えることは甚だ間違っていると考える。あくまでも、議員・議会の確固とした方向性に関する補助であることが望ましい。 議員研修に関しては、その捉え方が議員間によっての差異が大きく出ていると感じる。議会全体としての研修も良いが、私個人的には得意分野の知識を高める機会ととらえ、議員の方針に任せる機会を増やすべきと考える。 他議会との交流などに関しては一定の効果があったものと思われる。 事務局の能力を、私を含め、議会の方が生かし切れていないので高い評価には値しないと思うが、第18条に定める規定がこの章にある為評価に悩むところである。 『広報・広聴活動の充実』に関しては議会が一丸となって取り組み、“多様な手段”を用い、周知に努めた。さらに、全国組織からは、2年連続で最も優秀な広報誌と評価されたことは特筆すべきである。章を全体的にみると、大手を振りたくはないが、今回は第18条を大きく取り上げ、5点をつけた。	4
(広報・広聴活動の充実) 第18条 議会は、町政に係る重要な情報を議会の視点から町民に対して、 わかりやすく周知 するよう努めなければならない。 2 議会は、 多様な広報手段 を活用することにより、より多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるとともに、町民の意見、要望等を取り上げるための広聴活動も積極的に行うものとする。 3 議会は、 広報誌の充実 のため、町民の意見、要望等を取り上げるよう努めるものとする。	【わかりやすく周知】 ・平成29年10月から年2回議会報告会・意見交換会を実施 ・議会だより最優秀賞 ・ネット配信 【多様な広報手段】 ・平成29年10月から年2回議会報告会・意見交換会を実施 ・議会だより最優秀賞 ・ネット配信 【広報誌の充実】 ・議会だより最優秀賞	石井議員 ・議員研修の充実強化に課題あり ・他議会との交流に成果あり ・議会図書室に課題あり	4
(専門的識見の活用) 第19条 議会は、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。		峯岸議員 (1)条文改正…なし (2)評価 ・他議会との交流、広報・広聴活動の充実には成果あり。 ・議員研修、議会図書室の充実には課題あり。	3
		鈴木副議長 ・広報広聴機能の充実には努めたが、議員研修の充実強化に関しては、より積極的な参加が課題 ・議会図書室については、一般利用の周知に課題 ・タブレット導入など執行とともに取り組むペーパーレス議会の体制整備が急務 岡本議長 (1)条文改正…なし (2)評価 ・近隣町、村議会との交流及び姉妹都市交流の実施は成果あり ・議会図書室の一般利用には課題あり	4

佐藤議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・議員研修の強化については、まだまだ課題が残る。 ・議員一人々の取り組みに課題あり。 ・議会図書室の管理、利用方法の周知等の取り組みに課題あり。	3
稲山議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・議員研修については、近隣の市町村と合同で講師を招いて研修会を開催することも必要である	3
大久保議員 ・図書室の利用不十分	4
原口議員 ・議会事務局の体制強化は、議会改革が進めば進むほど重要性和仕事量が増します。今後の議会活動内容を精査して、事務局としてすべきことを選択するときと考えます。そして必要な人員確保、作業内容の見直しも必要です。	4
田母神議員 ・両議会で充分話し合い、内容ある交流が必要 ・議員の質の向上に向けた議員研修がほとんどない。 研修は個々人の考えまかせになっていないか。議会全体の水準を引き上げる研修が必要 ・議会の図書室の位置等検討が必要ではないか。 ・もっと専門家の活用をすべきではないか	3
吉田議員	3
第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇	
(議員の政治倫理) 第20条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。 2 議員は、寄居町議会議員政治倫理規程(平成21年寄居町議会規程第1号)を遵守しなければならない。	4
(議員定数) 第21条 議員の定数は、寄居町議会の議員の定数を定める条例(平成14年寄居町条例第30号)に定めるところによる。 2 議員の定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけでなく、議会機能の確保、町民の多様な意見を町政に反映させ	4
笠原議員 (1) 条文改正…なし	4
吉澤議員 (1) 条文改正…なし	5
大澤議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・不信、疑惑を持たれないようにする。	2
津久井議員	5
神田議員 第21条の議員定数に関しては、今任期においては一切の議論がなされなかった。これはあくまでも個人的見解であるが、現在の定数16は過多と考える。さらに、これは不可能だと思うが、議員に対する町民からの定期的な評価や適性試験などを導入してはどうか。議員の資質を常に高める自己努力を継続的にする仕組みがあっても良いと思う。この章については特に評価する議論や問題	4

<p>ることを考慮するとともに、公聴会制度及び参考人制度等を十分活用し、町民の意見を聴取した上で決定するものとする。</p>		<p>点はないので4点とする。</p>	
<p>(議員報酬)</p> <p>第22条 議員の報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年寄居町条例第19号）に定めるところによる。</p> <p>2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけではなく、議会機能の確保、町民の多様な意見を町政に反映させることを考慮するとともに、公聴会制度及び参考人制度等を十分活用し、町民の意見を聴取した上で決定するものとする。</p>		<p>石井議員 ・第20条については、特に問題なし ・第21、22条 議員定数については、若い人も議員で生活できる報酬及び費用弁償等との兼ね合いで人数を決める方向性を考える必要がある</p>	4
		<p>峯岸議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・現段階で、特段の問題なし</p>	4
		<p>鈴木副議長</p>	4
		<p>岡本議長 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・特段の問題なし</p>	4
		<p>佐藤議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・平成21年に寄居町議会議員政治倫理規程を定めたが、議員一人々の共通認識となっているか疑問が残る。 ・共通認識の場の設定が必要。</p>	3
		<p>稲山議員 (1) 条文改正…なし (2) 評価 ・特段の問題なし</p>	4
		<p>大久保議員 ・倫理規程の再確認が必要</p>	3
		<p>原口議員 ・公聴会制度や参考人制度の活用を充実すべき。公聴会は21条だけの問題でなく、町政に関して幅広く活用すべきである。</p>	3
		<p>田母神議員 ・町民から疑惑をまねく内容の請願が出てきたが、いろいろ言って取り上げなかった。本来2600人から集まった請願を議長と事務局で取り上げないことを決めていいものなのか。町民は未だに「あれはおかしい」と言っている。二度とこのようなことのない検討(町民の納得のいく)が必要</p>	2
		<p>吉田議員</p>	3
<p>第9章 最高規範性を見直し手続</p>			
<p>(最高規範性)</p> <p>第23条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合において</p>		<p>笠原議員 (1) 条文改正…なし</p>	—
		<p>吉澤議員</p>	—

<p>は、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。</p>
<p>(見直し手続)</p> <p>第24条</p> <p>議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全議員において検討するものとする。</p> <p>(1) 一般選挙を経た任期開始後</p> <p>(2) 議会が必要と認めた場合</p> <p>2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</p>

(1) 条文改正…なし	
大澤議員	—
(1) 条文改正…なし	
(2) 評価	
・制定されてから期間が短いため評価できず。	
津久井議員	—
神田議員	4
今回の評価は、第9章・第24条に基づく手続きである。制定された寄居町基本条例を有名無実の物にすることなく、時と共に輝きを増すものにするためには、これからがスタートであるという見方ができると考えている。	
本基本条例のPDCAサイクルを頑強に確立していくことが何よりも重要である。同時に、町民への可視化を高めていく必要がある。 4点	
石井議員	4
・一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例研修を行うべき	
峯岸議員	3
(1) 条文改正…なし	
(2) 評価	
・最高規範であるということを強く意識し、常に議会自らが検証、評価を行うべきだが、その意識は浸透していない	
鈴木副議長	5
岡本議長	5
(1) 条文改正…なし	
(2) 評価	
・任期終了前に評価・改善を行った	
佐藤議員	—
(1) 条文改正…なし	
(2) 評価	
・条例作成後一年半のため、この時期での検証となったが、これからも自分たちが作成した条例の研修・検証・見直しについても実施していくべきである。	
稲山議員	—
(1) 条文改正…なし	
(2) 評価	
・特になし	
大久保議員	—
・特になし	
原口議員	4
・24条に検証についてすべき時期を明記すべきである。付則でもよいのではないかと考えているが、条例作成後、速やかにこの条例の研修・検証・見直しについて目的が達成されるためには、追加的	

		<p>・条例じゆめい、変えることを仰からり快討を呈ね、議決として目的を達成するために、追加・削除を行い、町民の理解を得るために掲げた条例と行動が一致するよう努力することが重要であると考えます。</p> <p>議会が変わることにより、町民意識・行政も変わると信じ、結果、将来の町づくりに繋がると思います。</p> <p>それこそが二元代表制での議会の役割であり議員の責務であると考えます。</p>	
		<p>田母神議員 ・特になし</p>	—
		<p>吉田議員 ・現段階では評価にあたらぬ</p>	—